

安芸高田市森林整備計画 (変更)

計画期間 自 令和 2年4月 1日
至 令和12年3月31日

広島県
安芸高田市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
III 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	24
2	その他必要な事項	24
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	25
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	26
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	28
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	28
7	国有林と連携した森林整備等に関する事項	28

8 その他必要な事項	28
------------	----

参考資料

別表1 「公益的機能別施業森林の区域」	29
別表2 「公益的機能別施業森林の区域内における森林施業の方法」	30
別表3 「基幹路網の整備計画」	48
別表4 「森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域」	49
1 人口及び就業の構造	
(1) 年齢層別人口動態	51
(2) 産業部門別就業者数等	51
2 土地利用	51
3 森林転用面積	52
4 森林資源の現況等	
(1) 保有形態別森林面積	52
(2) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積	52
(3) 民有林の齢級別面積	53
(4) 保有山林面積規模別林家数	53
(5) 作業路網の状況	53
ア 基幹路網の現況	53
イ 細部路網の現況	53
5 市町村における林業の位置付け	
(1) 産業別総生産額	54
(2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額	54
6 林業関係の就業状況	54
7 林業機械等設置状況	55
8 林産物の生産概況	55
9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	55
10 その他必要なもの	55

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、広島県の中北部に位置している。北は島根県、南は広島市、東は三次市、東広島市、西は北広島町に接し、地形は特に急峻な山は無いが市北部に標高791mの犬伏山、市南部には標高922mの鷹の巣山、標高800mの大土山をはじめとして350m～900mの山地をなしており、これを縫うように市の中央部を江の川が貫通し、北部は生田川、本村川が東流して江の川に注ぎ、南部では三篠川が西流して太田川に合流している。耕地についても、江の川、三篠川とその支流沿いに平野部が開け、集落が形成されている。

本市の総面積は53,771ha、そのうち森林面積は42,419haで総面積の79%を占めている。公有林面積は38,230ha、そのうちヒノキを主体とした人工林面積は10,470haで、人工林率は27%である。しかし、55年生以下の若い林分が5,222haで50%を占めており、今後も間伐を主体とした施業を実施していくことが重要である。

本市は、大径材、優良柱材の生産を目的とした優良材生産育林技術体系（広島県）に基づき、又、山林のほとんどが農業振興地域に指定されていることから、農業振興地域整備計画との整合性を図りながら各種施業を計画的に実施してきたところであるが、国産材需要の低迷、林業就業者の減少と高齢化などの要因で必ずしも着実かつ合理的に実施されていない側面がある。

また、近年の森林に対する市民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

市全域に小規模な造林地が点在しているが、需要の低迷、林業就業者の減少と高齢化などから、保育から間伐までの適切な施業が実施されていない林分も多く存するのが現状である。しかしながら、森林への公益的機能への期待は高まっていることから、市、森林組合、森林所有者と連携を密にした計画的かつ継続的な森林整備を実施していくことが課題である。

八千代地区の自然景観に優れた土師ダムを筆頭に、林構事業等で整備したキャンプ場や遊歩道、東屋を有する公園等が各所にあり、森林とのふれあいの場又は住民の憩いの場としての活用が期待されており、それぞれの施設とその周辺の森林とを有機的に結びつけた林内整備等が課題となっている。

一方、本市では、林業の担い手対策のひとつとして、福祉事業所、森林関係団体と意見交換を行い、林業と福祉の自立に向けた合意形成を図りながら、林福連携の取組を推進していくことが必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を次の7区分に分類するとともに、広島県が策定した「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとする。なお、これらの機能は、重複することがある。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透

を促進する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指すこととする。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指すこととする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目指すこととする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や市(町)民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や市(町)民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

市(町)民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

各地域における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう芽 によるものを除く)	主としてぼう芽 によって生立す る樹種	主として植栽 又は下種によ って生立する 広葉樹
本市全域	35年	40年	30年	40年	20年	45年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとする。

① 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

② 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とするものとする。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、次の①～⑤に留意するものとする。

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。
- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。

- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

3 その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、2によるほか以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 伐採箇所の選定について

山地災害等を防止するため、次の箇所で伐採を実施する場合は、大規模な面積の皆伐を極力避けるよう努めることとする。

- ① ハザードマップ等により指定されている土石流及び土砂災害並びに地すべりの危険性が想定されている箇所及び影響範囲内
- ② ハザードマップ等により指定されている急傾斜地によるがけ崩れの危険性が想定されている箇所及び影響範囲内

(2) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（令和元年8月5日広島県林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとする。

- ① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとする。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23年4月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとする。
- ② 伐採、搬出に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとする。
- ③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとする。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないように、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとする。

(3) 伐採の周知について

1 ha を超える面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとする。

また、近年増加している山間部における太陽光発電施設の設置に伴う災害防止の観点から、太陽光発電施設の設置を伴う伐採に当たっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（令和3年4月最終改定）」に基づき、地域住民に対し計画の初期段階から説明会の開催等適切なコミュニケーションを図り、十分配慮するよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表のとおりとする。

なお、例えば、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ、斜面中～上部はヒノキとするなど、植栽場所の地形や土壌に留意して選定するものとする。

また、次表以外の樹種を植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な樹種を選定するものとする。

なお、苗木の選定については、エリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	
広葉樹	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表に示す本数を標準として、決定するものとする。

なお、次表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な植栽本数を選定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	中仕立	2,000～3,000本	
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000本	
クヌギ	中仕立	3,000～4,000本	
アカマツ	中仕立	3,000～5,000本	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用を努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

区 分		人工造林をすべき期間	
植栽に依らなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地	人工造林の場合		
	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合		皆伐
		択伐	

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとする。特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

る。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、広島県天然更新完了基準により森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数は、次表に示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高が30cm以上かつ草丈以上のものに限る。）とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、次表に示す方法を標準として行うものとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かきまたは植込みを行うこととする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

芽かき	ぼう芽発生後2～3年以降に2～3回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。
-----	---

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によることとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講ずるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- ④ 周辺の伐採跡地の天然更新の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

主伐後の適確な更新を確保するため、植栽を必要とする森林は、次表のとおりとする。

なお、天然更新の実施の可否は伐区の態様等に左右されるため、次表に示された森林以外においても、5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合には、本基準に照らして現地確認等を実施して可否を判断するものとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合
1の(1)による。
 - イ 天然更新の場合
2の(1)による。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数
2の(2)のアによる。
- 5 その他必要な事項
特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとし、長伐期施業を実施する森林については、参考表を用いるものとする。

なお、次表又は参考表により難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I～II等地	I～II等地	I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23～27	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16～33	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I～II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	樹高21m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高15m	樹高18m	27～31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材（合板・集成材を含む）とするが、柱材を生産目標にする場合は、間

伐を省略する。なお、林齢の目安は、Ⅰ等地とⅡ等地の中間値とした。

アカマツ

単位 時期：林齢

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	17	27		32～38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18～38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数（参考表）

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとする。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生ままで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	16	20年生から50年生ままで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生ままで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	14	15年生から75年生ままで15年毎に3割、以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとする。

保育の作業種別の標準的な方法

単位 時期：林齢

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
下刈	スギ	Ⅰ～Ⅱ	2,000～3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、林地に応じて適時行う。	
	ヒノキ	Ⅰ～Ⅱ	2,000～3,000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	Ⅰ～Ⅱ	3,000～5,000	1	2	3	4	5		
除伐	スギ	Ⅰ～Ⅱ	3,000	10～11					造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は、林地に応じて適時行う。	
			2,000	16～21						
	ヒノキ	Ⅰ～Ⅱ	3,000	11～14						
			2,000	15～20						
アカマツ	Ⅱ	3,000～5,000	10							

注1 地位級のⅠ、ⅡはⅠ等地、Ⅱ等地を表す。 2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとする。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期 (林齢)		間伐の方法	
		初回		間伐率	選木の方法
910 本/ha		樹高 16m		30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木する。
〔参考〕 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17			
	地位指数 24	18			
	地位指数 22	20			
	地位指数 20	22			
	地位指数 18	25			
	地位指数 16	30			
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha			

注 コウヨウザンの地位指数・・・30年生時の樹高

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期 (林齢)					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

3 その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60年生で15年以上手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林等に誘導するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとし、その森林の区域を別表2に定めるものとする。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう 芽によるものを 除く)	主としてぼう 芽によっ て生立する 樹種	主として植栽又は下 種によって生立する 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	30年	55年

注 標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限として定めている。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への災害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ磐等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異

常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

防風保安林や防火保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等とする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林該当なし。

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林としつつ複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるも

のとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①から④までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹 (主としてぼう 芽によるものを 除く)	主としてぼう 芽によっ て生立する 樹種	主として植栽又は下 種によって生立する 広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

注 標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を伐期齢の下限として定めている。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、次表を目安として決定するものとする。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、植栽による更新を行うこととする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

単位 径級：cm、時期：林齢

樹 種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期 の目安
		生産目標	仕立方法	期待径級	
ス ギ	I 等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造 作 材	中仕立	40	50
	II 等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造 作 材	中仕立	40	70

ヒノキ	I 等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造 作 材	中仕立	34	80
	II 等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	II 等地	一 般 材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

3 その他必要な事項

- (1) 施業実施協定の締結の促進方法
特になし。
- (2) その他
特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を図る。

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」等行政計画の目標等を勘案して、森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成による森林の経営の規模拡大を促進するものとする。

- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために、施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の拡大を推進することとする。

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林経営管理制度の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図ることとする。
また、経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法の整合性が図られたものとなるように留意することとする。

- 5 その他必要な事項
特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の関係者による地域協議会を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位での森林所有者への働きかけを行うことで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進める。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 特になし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 特になし。

4 その他必要な事項 特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15 以上
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進することとする。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとする。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）はスギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成23年8月31日制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

イ 基幹路網の整備計画

別表3「基幹路網の整備計画」のとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりとする。

① 傾斜25°以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。

② 傾斜25～35°

中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。

③ 傾斜35°以上

急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や市の林務担当課と協議するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

広島県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できる
よう適切に管理を行う。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされ
ている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表
のとおりとする。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位 置	規 模	対凶番号	番 号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー及び木材生産や道づくりを担う現場技能者（フォレストマネージャー〔統括現場管理責任者〕、森林作業道作設オペレーター等）の育成を県や関係機関と連携して取り組むこととする。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業体のそれぞれの強みを生かした取組が重要であるため、森林組合と民間事業体の連携について、県や関係機関とともに推進することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施するものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 集 材 造 材 運 材	緩傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		グラップルローダ	グラップルローダ (ハーベスタ)
		チェーンソー	プロセッサ (ハーベスタ)
		運材車	フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		集材機	スイングヤーダ、タワーヤーダ、 自走式搬器
		チェーンソー	プロセッサ (ハーベスタ)
		—	—
造 林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	グラップルローダ等
	下 刈	刈払機	刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設等の整備計画

施設の種類の	現 状 (参考)			計 画			備考
	位 置	規 模 (m ² 、kg)	対図 番号	位 置	規 模 (m ² 、kg)	対図 番号	
製材工場	八千代町勝田	1,800		該当無し			
チップ工場	八千代町下根	1,550					
製材工場	吉田町高野	2,035					
製材工場	甲田町下甲立	6,600					
製材工場	甲田町高田原	8,400					

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	旧町名	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	全域指定	全ての林班	38,230

(2) 鳥獣害の防止の方法

(ニホンジカ)

ニホンジカによる森林被害の防止に向け植栽予定地を中心に防護柵の新設、既存柵の改良及び食害防止チューブ等の設置、わな・銃器による捕獲等を実施するものとする。

また、捕獲に当たっては、本市、有害鳥獣捕獲班、広島北部森林管理署の三者による「シカ被害対策推進協定」と有機的に連携して取り組むほか、農業被害対策等と連携して防除活動を行うものとする。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況や被害防止効果の確認のため森林の巡視及び林業事業者、森林所有者からの聞き取りを行う、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は森林所有者等に対し助言・指導を行い鳥獣害の防止を図るものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

ナラ枯れについては、被害の早期発見、早期防除に努めるとともに、県内の情報の共有化を図ることとする。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

市内一円は乾燥しやすい地域であり、山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

また、保安林等県土保全上重要な地域を中心に、防火帯林道等の整備に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当する場合、火入れ地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合許可する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無 立 地	竹 林	その他	
	該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

ア 整備することが望ましい主な森林保健施設

該当なし。

イ 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、別表4「森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域」に定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市内には土師ダムファミリーキャンプ場、琵琶ヶ池「いこいの森」キャンプ場、ほととぎす遊園、エコヴィレッジかわね、香六ダム公園キャンプ場、大土山憩いの森があり、森林とのふれあいの場としてキャンプ場、管理施設、遊歩道が次表のとおり施設整備されている。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
キャンプ場 遊歩道	八千代町土師	テント 40 張 遊歩道			
管理施設 宿泊施設	八千代町佐々井	大部屋 (30 名) バンガロー4 棟			
キャンプ場 宿泊施設	美土里町横田	テント 51 張 バンガロー6 棟			

キャンプ場 宿泊施設	高宮町川根	デイキャンプ場 ケビン6棟			
キャンプ場 遊歩道	高宮町羽佐竹	キャンプ場30区画 遊歩道2キロメートル			
キャンプ場	甲田町上小原	キャンプ場			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

植樹活動による地域の憩いの場と空間の形成や、放置森林の除間伐等を行い、整備後の地元住民による継続的な管理が可能な状態を作ることにより、緑化や森林づくりへの意識を高めている。

また、市内の小、中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森や公園等でのフィールドワーク体験や美化活動、緑化活動への参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考
未定			

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、森林管理署・地元林業事業体と連携して取り組む。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民国連携した森林整備等に積極的に取り組む。

8 その他必要な事項

従前の森林施業共同化重点的实施地区において、基幹路網の開設を継続的に行っている箇所は、次表のとおりである。

森林施業共同化重点実施地区において実施している基幹路網の整備

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備 考

参考資料

別表1 「公益的機能別施業森林の区域」

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別図参照	38,230
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1,809
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		249
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		18,022
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		該当なし

※森林の区域については、別紙区域図に図示することとする。

別表2 「公益的機能別施業森林の区域内における森林施業の方法」

安芸高田市(吉田)

施業の方法	林班		準林班																	面積(ha)			
			01	02	03	04	05	06	07	08	09												
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09												53.8	
	002	01	02	03	04	05	06	07														49.5	
	003	01	02	03	04	05	06	07	08	09												69.9	
	004	01	02	03	04	05	06	07														55.0	
	005	01	02	03	04	05																	29.6
	006	01	02	03				06															16.2
	007	01	02	03	04	05	06																47.5
	008	01																					0.0
	009	01	02	03																			2.8
	010	01	02	03	04	05	06																39.7
	011	01	02	03	04	05																	38.9
	012	01	02	03	04	05	06																47.8
	013	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14								75.6
	014	01	02	03	04	05	06	07		09													62.3
	015	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12										85.6
	016	01		03	04																		36.3
	017	01	02	03	04	05	06	07	08	09													73.4
	018	01	02	03	04	05	06	07															70.6
	019		02	03	04	05																	36.4
	020	01	02	03	04																		39.1
	021	01	02	03	04	05	06	07	08	09													70.6
	022	01	02	03	04	05																	43.4
	023	01	02	03	04																		87.2
	024	01	02	03																			42.0
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12										86.8
	026	01	02	03	04	05	06																38.1
	027	01	02	03	04																		42.7
	028	01	02	03	04	05	06	07	08														81.0
	029	01	02	03	04	05	06	07	08														55.5
	030	01	02	03	04	05	06	07	08														61.2
	031	01	02	03	04	05	06	07															71.8
	032	01	02	03	04	05	06																61.5
	033	01	02	03	04																		38.1
	034	01	02	03	04																		36.6
	035	01	02	03	04																		44.0
	036	01	02	03	04																		39.4
	037	01	02	03	04																		49.8
	038	01	02	03		05	06	07	08	09	10	11	12										98.0
	039	01	02	03	04	05	06																69.4
	040	01	02	03	04	05	06	07	08														70.7
	041	01	02	03	04	05																	40.2
	042	01	02	03	04	05																	49.0
	043	01	02	03	04	05	06	07	08														71.1
	044	01	02	03	04	05	06	07	08														81.7
	045	01	02	03	04	05	06																69.3
	046	01	02	03	04	05																	46.7
	047	01	02	03	04	05																	43.9
	048	01	02	03	04	05	06	07															87.9
	049	01	02	03	04																		30.6
	050	01	02	03	04	05																	30.4
	051	01	02	03	04	05	06	07															84.5
	052	01	02																				26.3
	053	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10												89.0
	054	01	02	03	04	05	06	07															66.6
	055	01	02	03	04																		63.1
	056	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											71.1
	057	01	02	03	04	05	06	07															30.1
	058	01	02																				10.0
	059	01	02	03	04	05																	52.6
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09													63.7
	061	01	02	03	04																		37.4
	062	01	02	03	04	05	06	07															49.1
	063	01	02	03	04																		42.3
	064	01	02	03	04	05																	27.3

施業の方法	林班	準林班															面積(ha)					
	022			03																	4.0	
	035			03																	1.2	
	038									12											0.2	
	039	01																			1.3	
	040			03	04																4.9	
	041		02																		2.2	
	046	01																			2.5	
	050		02	03																	8.5	
	057				04		06														4.3	
	060		02					07	08	09											13.3	
	061		02	03																	11.0	
	072		02																		2.9	
	074			03	04																1.3	
	075			03																	1.4	
	076	01	02																		3.4	
	079		02	03		05															0.7	
	080					05															0.1	
	081	01	02																		5.7	
	087									09											1.0	
	088							07	08												13.3	
	089	01		03	04	05															8.7	
	090	01			04	05			08												15.1	
	091		02																		1.3	
	100	01	02	03	04																34.9	
	101	01	02	03																	20.1	
	102	01	02	03	04	05															40.5	
	105		02																		0.9	
	107	01	02	03	04	05	06														41.4	
	108	01	02	03	04	05	06														32.1	
	109	01	02	03	04																24.9	
	110	01	02	03	04	05															32.1	
	111	01	02	03																	25.3	
	112	01	02	03	04	05															33.3	
	113			03																	13.3	
	114	01	02	03	04		06														38.3	
	117	01	02																		4.6	
	118	01		03																	10.4	
	119	01	02		04																3.6	
	120		02	03	04	05															19.0	
	122			03	04																13.2	
	123	01																			10.5	
																					計	584.0
複層林施業を推進するべき森林(択伐によるものを除く)																					該当なし	
択伐による複層林施業を推進するべき森林	003						08														1.2	
	008	01																			10.1	
	009	01	02	03	04	05															73.4	
	010				04																0.2	
	011	01																			0.5	
	015							09	10												1.6	
	016	01	02	03																	17.8	
	018	01																			1.2	
	050					05															4.8	
	051					05															0.0	
	079	01																			0.9	
																					計	111.7
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進するべき森林																					該当なし	

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)				
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13										
	067	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13									81.0	
	068	01	02	03	04	05	06	07	08															52.4
	069	01	02	03	04																			25.5
	070	01	02	03	04	05	06	07	08															57.7
	071	01	02	03	04	05	06	07																46.0
	072	01	02	03	04	05	06	07																46.0
	073	01	02	03	04	05	06	07	08															72.4
	074	01	02	03	04	05	06	07																57.0
	075	01	02	03	04	05	06																	38.9
	076	01	02	03	04	05	06	07																50.5
	077	01	02	03	04	05	06																	54.4
	078	01	02	03	04	05																		36.5
	計																						3,437.2	
長伐期施業を推進すべき森林	002					05	06			09													9.6	
	003		02																				1.3	
	004		02	03	04																		9.8	
	005	01	02	03	04				07	09			13	15										21.5
	006	01	02	03	04			06	07															42.8
	007	01	02	03	04	05	06	07	08	09														50.8
	008	01	02	03	04	05	06	07																42.3
	015				04					08														3.1
	016	01																						1.9
	017		02				05																	2.5
	018			03																				0.3
	022				04																			0.6
	028	01	02	03	04																			52.8
	029	01	02	03																				23.1
	030	01	02																					1.6
	035								07	08														23.6
	039		02																					4.7
	043	01																						0.4
	044		02																					0.3
	046				04																			3.0
	050						05																	0.2
	052						05	06			09													2.4
	053						05																	0.7
	054	01					05																	4.3
	055		02				05	06					11											2.2
	056											10	11	14										0.3
	057	01	02	03			05																	10.9
	058									08														4.3
	060			03				06																1.0
061	01	02	03	04																			3.2	
065		02	03																				5.6	
066	01	02	03	04	05	06	07																60.9	
077	01	02																					1.6	
計																						393.3		
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし																							
択伐による複層林施業を推進すべき森林	003	03																					2.4	
	009		04	05	06																		1.1	
	010	03																					0.3	
計																						3.8		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし																							

施業の方法	林班	準林班																	面積(ha)			
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17				
	066	01	02	03	04	05	06	07													45.6	
	067	01	02	03	04																	34.7
	068	01	02	03	04	05	06	07														47.0
	069	01	02	03	04	05	06	07	08	09												48.5
	070	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										68.4
	071	01	02	03	04																	24.2
	072	01	02	03	04	05																31.7
	073	01	02	03	04	05	06															32.1
	074	01	02	03	04	05	06															40.9
	075	01	02	03	04																	20.5
	076	01	02	03																		19.6
	077	01	02	03	04	05	06	07	08													59.0
	078	01	02	03	04	05																36.4
	079	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										50.2
	080	01	02	03	04	05	06															32.1
	081	01	02	03	04																	38.5
	082	01																				7.6
	083	01	02	03	04	05	06	07														42.4
	084	01	02	03	04	05	06	07	08													63.3
	085	01	02	03	04	05	06	07														49.6
	086	01	02	03	04	05	06	07	08	09												73.8
	087	01	02	03	04	05	06															34.1
	088	01	02	03	04	05	06	07	08													46.8
	089	01	02																			13.2
	090	01	02	03	04	05	06	07	08													49.1
	091	01	02	03	04	05	06	07														62.0
	092	01	02	03	04	05	06															47.3
	093	01	02	03	04	05	06	07														38.6
	094	01	02	03	04	05	06															42.3
	095	01	02	03	04	05	06															46.3
	096	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13								71.7
	097	01	02	03	04	05	06	07	08	09												65.2
	098	01	02																			15.2
	099	01	02	03	04	05	06															39.2
	100	01	02	03	04	05																36.2
	101	01	02	03																		29.6
	102	01	02	03	04	05	06	07	08													58.4
	103	01	02	03	04	05	06															47.5
	104	01	02	03																		20.4
	105	01	02	03	04	05	06															43.1
	106	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										71.0
	107	01	02	03	04																	33.0
	108	01	02	03	04	05	06															41.5
	109	01	02	03	04	05	06	07														41.5
	110	01	02	03	04																	25.0
	111	01	02	03	04	05	06	07														36.9
	112	01	02	03	04																	22.8
	113	01	02	03	04	05	06	07														44.3
	114	01	02	03	04	05	06	07														44.4
	115	01	02	03	04	05	06	07	08													72.8
	116	01	02	03	04																	28.7
	117	01	02	03																		30.8
	118	01	02	03	04																	31.2
	119	01	02	03																		22.2
	120	01	02																			19.8
	121	01	02	03	04	05	06	07	08													53.1
	122	01	02	03	04	05	06	07														49.2
	123	01	02	03	04	05	06	07														49.1
	124	01	02	03	04	05	06															38.3
	125	01	02	03	04	05	06															43.9
	126	01	02	03	04																	28.4
	127	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11										68.3
	128	01	02	03	04	05	06	07														54.1
	129	01	02	03	04																	37.2
	130	01	02	03	04																	44.1

施業の方法	林班		準林班																	面積(ha)									
	131	01	02	03	04	05	06	07	08																				86.1
	132	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11																	64.8
	133	01	02	03	04	05																							35.8
	134	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12																96.5
	135	01	02	03	04	05	06	07																					64.1
	136	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			60.0
	137	01	02	03	04	05	06																						53.9
	138	01	02	03	04	05																							31.0
	139	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11																	80.8
	140	01	02	03	04																								26.6
	141	01	02	03	04	05																							24.7
	142	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11																	62.0
	143	01	02	03	04	05	06																						50.7
	144	01	02	03	04	05																							45.5
	145	01	02	03	04																								40.0
	146	01	02	03	04	05																							33.4
	147	01	02	03	04	05	06	07																					65.5
	148	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			73.5
	149	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15													90.8
150	01	02	03	04	05	06	07																					43.5	
151	01	02	03	04	05	06	07	08																				72.4	
152	01	02	03	04	05	06	07																					64.0	
153	01	02	03	04	05	06	07																					62.0	
154	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			75.2	
155	01	02	03	04	05	06	07	08																				41.6	
156	01	02	03	04	05	06	07																					47.2	
157	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			65.9	
158	01	02	03	04	05	06	07																					44.8	
159	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																		59.7	
160	01	02	03	04	05	06																						43.0	
161	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																		73.4	
162	01	02	03	04	05	06																						45.2	
163	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			59.8	
164	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			58.2	
165	01	02	03	04	05	06	07	08	09																			67.7	
166	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17											113.1	
167	01	02	03	04	05	06																						47.9	
168	01	02	03	04	05	06	07																					47.8	
169	01	02	03	04																								48.1	
170	01	02	03	04	05																							43.6	
171	01	02	03	04	05	06																						45.7	
172	01	02	03	04	05	06																						62.7	
173	01	02	03	04																								27.3	
174	01	02	03	04	05	06	07	08																				47.1	
175	01	02	03	04																								32.7	
176	01	02	03	04	05	06																						57.7	
177	01	02	03	04	05																							39.3	
178	01	02	03	04	05	06	07	08																				53.0	
179	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10																		56.7	
																											計		8,582.5
長伐期施業を 推進するべき森 林	015	03																										1.5	
	069			09																								3.4	
	070		05																									2.1	
																										計		7.0	
複層林施業を 推進するべき森 林(択伐による ものを除く)																												該当なし	
択伐による複層 林施業を推進 するべき森林	012	01																										1.2	
	047		03																									1.5	
																										計		2.7	
特定広葉樹の 育成を行う森林 施業を推進する べき森林																												該当なし	

施業の方法	林班	準林班															面積(ha)		
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15			
伐期の延長を推進するべき森林	001																		34.0
	002																		20.5
	003																		35.2
	004																		47.9
	005																		51.1
	006																		36.2
	007																		18.8
	008																		22.4
	009																		71.9
	010																		11.6
	011																		9.3
	012																		68.6
	013																		20.4
	014																		31.2
	015																		52.0
	016																		83.2
	017																		29.4
	018																		45.7
	019																		41.8
	020																		20.4
	021																		43.0
	022																		32.1
	023																		76.9
	024																		34.4
	025																		29.3
	026																		59.5
	027																		52.0
	028																		68.8
	029																		15.5
	030																		77.2
	031																		52.6
	032																		73.3
	033																		47.9
	034																		44.7
	035																		47.8
	036																		65.2
	037																		48.6
	038																		54.3
	039																		21.9
	040																		25.5
	041																		10.6
	042																		64.6
	043																		40.4
	044																		88.4
	045																		50.3
	046																		44.2
	047																		42.4
	048																		35.4
	049																		4.6
	050																		37.6
	051																		43.7
	052																		60.1
	053																		65.3
	054																		78.5
	055																		57.3
	056																		65.4
	057																		59.2
	058																		42.2
	059																		53.3
	060																		49.5
	061																		60.8
	062																		33.1
	063																		45.2
	064																		46.9
	065																		109.6

施業の方法	林班	準林班															面積(ha)		
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14				
	066																		59.4
	067																		51.4
	068																		63.3
	069																		36.0
	070																		42.7
	071																		75.9
	072																		53.6
	073																		26.3
	074																		55.1
	075																		71.1
	076																		59.1
	077																		21.3
	078																		21.0
	079																		13.9
	080																		13.8
	081																		28.7
	082																		39.8
	083																		18.2
	084																		41.1
	085																		31.8
	086																		60.6
	087																		40.4
	088																		28.4
	089																		46.4
	090																		46.8
	091																		41.9
	092																		42.3
	093																		85.0
	094																		34.7
	095																		65.9
	096																		57.7
	097																		38.1
	098																		57.3
	099																		84.8
	100																		64.4
	101																		33.6
	102																		28.4
	103																		83.9
	104																		52.8
	105																		54.7
	106																		49.7
	107																		66.7
	108																		58.5
	109																		82.5
	110																		74.3
	111																		20.2
	112																		19.5
	113																		42.4
	114																		82.1
	115																		61.6
	116																		70.0
	117																		88.7
	118																		57.9
	119																		13.7
	120																		17.7
	121																		21.0
	122																		28.4
	123																		26.9
	124																		25.5
	125																		53.9
	126																		29.6
	127																		55.9
	128																		26.9
	129																		47.1
	130																		58.1

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	
	131		01	02	03	04	05	06										47.1
	132		01	02			05	06	07	08								48.6
	133		01	02	03	04	05	06	07									60.0
	134		01	02														21.0
	135		01	02	03	04												51.0
	136		01	02	03	04	05	06										34.9
	137		01	02	03	04	05	06	07	08	09							64.2
	138		01	02	03	04	05	06	07	08								75.7
	139		01	02	03	04	05	06										31.3
	140		01	02	03	04	05	06										47.4
	141		01	02	03	04	05											40.9
	142		01	02	03	04	05	06	07									66.3
	143		01	02	03	04	05	06										43.5
	144		01	02	03													24.5
	145		01	02	03	04	05											42.5
	146		01	02	03	04	05											35.7
	147		01	02	03	04	05											38.3
	148		01	02	03	04	05											41.5
	149		01	02	03	04	05	06										67.0
	150		01	02	03	04	05	06	07	08								57.0
	151		01	02	03	04												44.0
	152		01	02	03	04	05	06										34.4
	153		01	02	03	04	05	06										28.0
	154		01	02	03	04	05	06	07	08	09							66.4
	155		01	02	03	04	05											45.2
	156		01	02	03													30.7
	157		01	02	03	04	05											49.4
	158		01	02	03	04	05	06	07									43.1
	159		01	02	03	04	05	06	07									75.5
	160		01	02	03	04	05	06	07	08								20.5
	161		01	02	03													25.8
	162		01	02	03	04	05	06	07									63.1
	163		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10						72.3
	164		01	02	03	04	05	06	07									41.7
	165		01	02	03	04	05	06	07									61.9
	166		01	02	03	04	05											36.5
	167		01	02	03	04	05	06										46.6
	168		01	02	03	04	05	06	07	08	09							51.4
	169		01	02	03		05											12.3
	171		01		03	04	05											12.9
	172		01	02	03	04	05	06	07									34.4
	173		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13			60.9
	174		01	02	03	04	05	06	07									38.5
	175		01	02	03	04	05	06	07									44.0
	176		01	02	03	04	05	06	07									44.0
	177		01	02	03	04	05	06										52.1
	178		01	02	03	04	05	06										37.9
	179		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10						55.2
	180		01	02	03	04	05	06										30.3
	181		01	02	03	04	05	06										49.5
																	計	8,308.0
長伐期施業を 推進するべき森 林	010	01		03	04	05												28.2
	011	01	02	03	04		06	07										37.2
	013	01	02	03	04			07										21.4
	053					05	06		08			11						9.5
	054					05						11						0.6
	055	01		03						09								11.3
	058								08									2.7
	060				04	05												1.7
	061									09	10							1.6
	063			03														3.8
	064	01																3.6
	065			03														2.6
074					05	06											2.4	
075				04													1.9	

施業の方法	林班	準林班															面積(ha)			
	076														11					4.4
	089									09										0.3
	091				04	05														0.4
	096			03																0.3
	103	01	02										12		14					8.8
	115									07	08	09	10		12	13				22.0
	126				04	05	06	07												15.7
	131				04	05														0.4
	132		02	03	04															15.1
	139				04															4.2
	148		02																	1.3
	153				04	05														3.9
	160	01	02	03		05	06	07	08											46.5
	169			03	04	05														12.9
	170	01	02	03	04	05														29.7
	171	01	02	03	04	05														21.9
174	01		03																1.4	
計																		317.6		
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	該当なし																			
択伐による複層林施業を推進すべき森林	030				05														0.2	
	031				05														0.2	
	044										09								0.4	
	049	01	02	03	04	05	06	07	08										61.5	
	050	01	02	03	04														24.3	
	052			03		05	06	07											19.0	
	058			03			06												0.9	
	096			03			06	07											1.0	
	097			03															0.0	
	101		02	03															0.6	
	104									08									0.5	
	105	01																	0.5	
	109	01		03															0.7	
	122		02																0.7	
	123		02																0.8	
	126				04														2.8	
154										09								0.3		
160				04	05													1.3		
計																		115.7		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし																			

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)			
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18		19	20	
伐期の延長を 推進すべき森 林	001	01	02	03	04	05	06	07														51.0	
	002	01	02	03																		34.7	
	003	01	02	03	04																	37.3	
	004	01	02			05	06	07	08														70.7
	005	01	02	03		05																	39.1
	006	01	02	03	04																		30.7
	007	01	02	03	04																		24.0
	008	01	02	03	04																		34.0
	009	01	02		04																		35.1
	010	01	02	03	04	05	06																33.9
	011	01	02	03	04	05	06	07															61.2
	012	01	02	03	04	05	06	07															41.6
	013	01	02	03	04	05	06	07															44.6
	014	01	02	03																			17.2
	015	01	02	03																			19.4
	016	01	02	03	04	05	06																40.3
	017	01	02	03	04	05	06	07	08	09													48.8
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09													47.7
	019	01	02	03	04																		19.6
	020	01	02	03	04	05	06																42.9
	021	01	02	03	04	05																	36.3
	022	01	02	03	04																		27.8
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09													52.6
	024	01																					17.3
	025	01	02	03																			23.3
	026	01	02	03	04	05	06																29.3
	027	01	02	03	04	05																	29.2
	028	01	02	03		05	06	07															43.6
	029	01	02	03	04																		34.6
	030	01	02	03	04	05	06	07															44.9
	031	01	02	03	04	05																	33.2
	032	01	02	03	04	05	06	07															50.7
	033	01	02	03	04		06	07															51.3
	034	01	02	03		05	06	07	08														59.4
	035	01	02	03	04	05	06																47.1
	036	01	02	03	04	05	06																37.7
	037	01	02	03	04	05	06	07															48.9
	038	01				05																	42.5
	039	01	02	03	04	05	06																53.8
	040	01	02	03	04	05	06	07															56.1
	041	01	02	03	04	05	06		08	09	10	11	12										68.7
	042	01	02	03	04	05																	42.2
	043	01	02	03	04	05	06																48.0
	044	01	02	03	04	05																	49.8
	045	01	02	03	04	05																	34.1
	046	01	02	03	04	05	06	07															47.8
	047	01	02	03	04	05	06																38.6
	048	01	02	03	04	05	06	07															49.9
	049	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16						80.0
	050	01	02	03	04	05	06	07															67.5
	051	01	02	03	04	05	06																42.5
	052	01	02	03	04	05	06	07															53.1
	053	01	02	03	04	05	06																36.7
	054	01	02	03	04	05	06	07	08														46.2
	055	01	02	03	04	05	06																38.2
	056	01	02																				20.3
	057	01	02	03	04	05	06	07	08	09													59.8
	058	01	02	03	04	05	06	07	08	09													38.6
	059	01	02	03	04																		28.9
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11											63.6
	061	01	02	03	04	05	06	07	08														55.8
	062	01	02	03	04	05	06	07	08														59.2
	063	01	02	03	04	05																	20.0
	064	01	02	03	04	05	06																38.5
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09													59.3

施業の方法	林班	準林班												面積(ha)												
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11														
	066	01	02	03	04	05	06	07	08	09															51.3	
	067	01	02	03	04	05																			31.7	
	068	01	02	03	04	05	06	07	08																53.0	
	069	01	02	03	04	05	06																		22.0	
	070	01	02	03	04	05	06	07	08																61.4	
	071	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														58.1	
	072	01	02	03	04	05	06	07	08	09															51.1	
	073	01	02	03	04	05	06	07	08	09															55.8	
	074	01	02	03	04	05	06	07	08	09															58.0	
	075	01	02	03	04	05																			50.4	
	076	01	02	03	04	05	06	07																	45.6	
	077	01	02	03	04	05	06	07	08																64.2	
	078	01	02	03	04	05	06	07																	56.9	
	079	01	02	03	04	05																			45.8	
	080	01	02	03	04	05	06																		41.3	
	081	01	02	03	04	05	06	07																	45.1	
	082	01	02	03	04																				36.9	
	083	01	02	03	04	05																			64.8	
	084	01	02	03	04	05	06	07	08																119.2	
	085	01	02	03	04																				61.8	
	086	01	02	03	04	05																			102.1	
	087	01	02	03	04																				36.7	
	088	01	02	03		05																			54.6	
	089	01	02																						53.5	
	090	01	02																						32.6	
	091	01	02	03																					22.6	
	092	01	02	03	04	05	06																		40.1	
	093	01	02	03	04	05	06	07																	53.9	
	094	01	02	03	04	05																			36.9	
	095	01	02	03	04	05	06	07	08	09															63.0	
	096	01	02	03																					31.8	
	097	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11													66.3	
	098	01	02	03	04	05	06	07	08																39.9	
	099	01	02	03	04	05	06	07	08	09															48.3	
	100	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10														64.7	
	101	01	02	03	04	05	06	07	08	09															67.3	
	102	01	02	03																					24.7	
	103	01	02	03																					13.6	
	104	01	02	03	04	05	06																		35.9	
	105	01	02	03	04	05	06																		34.3	
	106	01	02	03	04	05	06	07																	56.8	
	107	01	02	03	04	05	06																		35.2	
	108	01	02	03	04	05																			33.6	
	109	01	02	03	04	05	06	07	08																50.1	
	110	01	02	03	04	05	06	07	08	09															65.5	
																									計	5,019.1
長伐期施業を 推進するべき森 林	001		02																						0.1	
	010						06																		5.0	
	013							07																	0.4	
	017	01																							4.1	
	018				04	05	06	07	08	09																14.5
	019	01	02																							2.7
	020	01																							0.9	
	021	01	02	03		05																				4.0
	022				04																					0.3
	023				04	05																				1.7
	024	01																								1.5
	025	01																								1.2
	034						06	07																		3.0
	036	01																								1.9
	039			03		05																				1.3
	040	01																								0.2
	049	01		03		05																				2.5
055		02																							1.7	
061				04																					0.1	

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)
	063		02															5.8
	065	01																1.1
	069	01	02	03	04	05												22.2
	071		02	03														3.3
	103	01																0.8
	104					05	06											0.2
	105					05	06											1.8
	107	01	02	03														1.8
																	計	83.7
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		該当なし																
択伐による複層林施業を推進すべき森林	049			07														0.7
	056	01	02															3.7
																	計	4.5
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし																

施業の方法	林班	準林班																		面積(ha)	
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11									
伐期の延長を 推進するべき森 林	001	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								50.4	
	002	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									54.6	
	003	01	02	03	04	05	06	07	08											53.2	
	004	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									70.7	
	005	01	02	03	04	05														48.2	
	006	01	02	03	04	05														38.8	
	007	01	02	03	04	05														29.1	
	008	01				05		07	08											29.5	
	009	01	02	03	04	05	06	07												47.5	
	010	01	02	03	04	05	06													42.5	
	011	01	02	03	04	05	06	07	08											53.8	
	012	01	02	03	04	05	06													34.2	
	013	01	02	03	04	05	06	07	08	09										46.7	
	014	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									62.6	
	015	01	02	03	04	05	06													40.7	
	016	01	02	03	04	05	06	07	08											54.5	
	017	01	02	03	04	05	06													41.9	
	018	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									43.2	
	019	01	02	03	04	05	06	07	08											42.4	
	020	01	02	03	04															30.6	
	021	01	02	03	04	05														40.7	
	022	01	02	03	04	05														41.8	
	023	01	02	03	04	05	06	07	08	09										68.4	
	024	01	02	03	04	05	06													38.5	
	025	01	02	03	04	05	06	07	08	09										61.8	
	026	01	02	03	04	05														50.7	
	027	01	02	03	04	05	06	07	08											57.9	
	028	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								58.0	
	029	01	02	03	04	05	06													48.6	
	030	01	02	03	04	05	06													59.8	
	031	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13						78.5	
	032	01	02	03	04	05	06	07	08											51.9	
	033	01																		6.9	
	034	01	02	03																25.6	
	035	01	02	03	04	05	06	07	08											43.7	
	036	01	02	03	04	05	06													50.6	
	037	01	02	03	04	05	06													43.2	
	038	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14					177.8	
	039	01	02	03	04	05	06	07	08	09										77.3	
	040	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10									48.5	
	041	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16			91.0	
	042	01	02	03	04	05	06													50.1	
	043	01	02	03	04															33.8	
	044	01	02	03	04	05														51.2	
	045	01	02	03	04	05	06	07	08	09										48.1	
	046	01	02	03	04	05	06	07												49.1	
	047	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								50.8	
	048	01	02	03	04	05	06													58.0	
	049	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11								68.7	
	050	01	02	03	04	05	06	07												38.9	
	051	01	02	03	04	05	06	07	08											48.4	
	052	01	02	03	04	05	06	07	08											57.9	
	053	01	02	03	04	05	06	07	08	09										78.5	
	054	01	02	03	04	05														45.2	
	056	01	02	03	04	05	06													65.5	
	059	01	02																	19.7	
	060	01											12	13	14	15	16	17	18	19	71.0
	061	01	02	03	04																50.5
	062	01	02	03	04	05	06	07	08												115.6
	063	01	02																		39.1
	064	01	02	03																	24.4
	065	01	02	03	04	05	06	07	08	09											64.1
	066	01	02	03	04	05	06	07	08												58.8
	067	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14						108.1
	068	01	02																		28.4

施業の方法	林班	準林班																面積(ha)	
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16		
	069	01	02	03	04													38.4	
	070	01	02	03	04	05	06	07										81.4	
	071	01	02	03														28.8	
	072	01	02															23.9	
	073	01	02	03														90.3	
	074	01	02	03	04													47.7	
	076	01	02															35.9	
	077	01	02	03														80.6	
	078	01	02															29.4	
	079	01	02	03														55.6	
	080	01	02	03	04	05	06											95.2	
	081	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10							58.1	
	082	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14			80.1	
	083	01	02	03	04	05	06											49.7	
	084	01	02	03	04	05	06											41.4	
	085	01	02	03	04	05	06											39.8	
	086	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11						67.4	
	087	01	02	03	04	05	06	07	08									73.8	
	088	01	02	03	04	05												42.9	
	089	01		03	04													44.3	
	090	01	02	03	04	05	06	07	08	09								68.0	
	091	01	02	03	04	05												44.2	
	092	01																81.2	
	093	01	02	03	04	05												38.7	
	094	01	02	03	04	05	06	07										54.7	
	095	01	02	03	04													24.1	
	096	01	02	03	04	05	06	07										51.3	
	097	01	02	03	04	05												25.9	
	098	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12					89.0	
	099	01	02	03	04	05	06	07										60.6	
	100	01	02	03	04	05	06	07										74.8	
	101	01	02	03	04	05	06											46.1	
	102	01	02	03	04	05	06											52.5	
	103	01	02	03	04	05	06	07	08									61.4	
	104	01	02	03														24.1	
	105	01	02	03	04	05	06	07										68.6	
	106	01	02	03	04	05	06	07	08									70.1	
	107	01	02	03	04	05	06	07	08	09								66.8	
	108	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10							54.9	
	109	01	02	03	04													32.2	
																	計	5,654.1	
長伐期施業を 推進するべき森 林		01	02									11						9.1	
	008	01	02	03	04	05	06	07										24.3	
	014					05				09								0.6	
	018								08		10							6.2	
	019	01		03	04													11.1	
	034	01	02															4.2	
	040	01																0.6	
	049							07	08			11						7.9	
	050			03	04		06	07										8.6	
	051		02		04	05													3.4
	054						06												24.3
	056	01																	0.1
	058	01	02	03	04	05													41.4
	059	01		03															30.5
	060	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11							113.9
	075	01	02	03	04	05													75.5
	081	01	02	03					07		09	10							16.9
	082	01								08									3.0
	089	01	02	03	04														20.3
	107				04	05													2.1
108		02		04														1.4	
																	計	405.3	

施業の方法	林班	準林班	面積(ha)
複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		該当なし	
択伐による複層林施業を推進すべき森林	035	05	1.4
			計 1.4
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

別表3「基幹路網の整備計画」

開設／拡張	種類(区分)	拡張事業の種類	位置(旧町)	路線名	延長及び箇所数(m)	利用区域面積(ha)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		(旧吉田町)	入江戸島	2,180	174			
			(旧美土里町)	小谷亀谷	2,000	60			林業専用道
			(旧高宮町)	天王山	972	43	○		
				梶矢2号	1,000	93	○		
				下北竹之内	1,500	166	○		
			(旧甲田町)	篠原	1,200	31	○		
				井才田高地	1,300	72	○		
			(旧向原町)	魚切	1,100	60	○		
				奥谷	1,100	82	○		
	計		9 路線	12,352	781				
拡張	自動車道	(幅員・舗装)	(旧吉田町)	岩室	3,800	188	○		
				肘屋谷	2,148	127	○		
				入江戸島	1,990	174			
		(舗装)	(旧美土里町)	比和新庄	5,400	151	○		
			(旧高宮町)	丸原2号	2,000	53	○		
				段上丸	3,000	73	○		
				梶矢2号	3,000	93	○		
				下北竹之内	3,500	166	○		
			(旧向原町)	尾神迫	3,340	109	○		
		(幅員・拡張・舗装)		大谷	2,038	202	○		
				入江戸島	847	36	○		
	計		11 路線	31,063	1,372				

別表4 「森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域」

地区名	区域名	林 班												面積(ha)	
吉田町	相合	1	8	9	10	11	41	42	43	44	45	46	47	1,147.24	
		48	49	50	51	52	53	54	55						
	国司	2	3	4	5	6	88	89	90	91				492.62	
	中馬	7	12	13	14	56	57	58	59	60	61	62	63	1,401.91	
		64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75		
		76	77	78	115	116	117	118	119	120	121	122	123		
	多治比	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	1,564.63	
		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38		
		39	40												
	入江	79	80	81	82	83	84	85	86	87	92	93	94	1,288.15	
		95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106		
		107	108	109	110	111	112	113	114						
	八千代町	佐々井	1	2	3	17	18	19	20	21	22	23	24	25	720.53
			26	27	28	29	30								
勝田		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	681.30	
		16													
土師1		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	558.19	
土師2		43	44	45	46	47	48	49	50	51				371.68	
上根下根2		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61			583.69	
上根下根1	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	918.92		
	74	75	76	77	78										
美土里町	横田1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	614.52	
		13	14												
	本郷1	15	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	983.02	
		72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82			
	横田2	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	689.61	
		28	29	30	31	32									
	北1	33	34	35	36	104	105	106	107	108	109	110	111	748.48	
		112	113	114	115	116	117								
	本郷2	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	1,309.50	
		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
	北2	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	970.85	
		95	96	97	98	99	100	101	102	103					
桑田	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	1,626.50		
	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141			
	142	143	144	145	146	147	148	149							
生田	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	1,649.67		
	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173			
	174	175	176	177	178	179									

地区名	区域名	林 班												面積 (ha)
高宮町	原田	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1,713.47
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	74	75	76	77	78	79	80	
		81	82	83	84	85	91							
	羽佐竹	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	1,433.34
		42	43	44	110	111	112	113	114	115	116	117	118	
		119	120	121	122	123	124							
	船木	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	1,637.63
		57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	
		69	70	71	72	73								
	佐々部	86	87	88	89	90	92	93	94	95	96	97	98	1,273.99
		99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109		
	川根2	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	792.12
		137	138	139	140									
川根1	142	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	1,890.73	
	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166		
	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178		
	177	178	179	180	181									
甲田町	深瀬	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	924.92
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
	上甲立	24	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	756.93
		55	56	57	58	59								
	浅塚	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	852.14
		37	38	39	40	41	42	43						
	下小原	60	61	62	63	69	70	71	72	73	74			527.41
		64	65	66	67	68	95	96	97	98	99	100	101	
	高田原	102	103	104	105	106	107	108	109	110				966.66
		75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
上小原	87	88	89	90	91	92	93	94					1,079.26	
向原町	長田	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		551.52
		12	13	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	
	保垣	103	104	105	106	107	108							948.04
	戸島	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	1,019.18
		26	27	28	29	30	31	32	34					
	坂1	33	35	36	37	38	39	40	41	42	43	64	65	1,593.81
		66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	
		78	79	80										
	坂2	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	56	1,185.02
58		59	60	61	62	63								
有留	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	763.25	
	109													

※別紙として区域図を添付する。

※「地区名」は林班設定時の市町村区分である

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
実数(人)	平成17年	33,096	15,766	17,330	4,033	2,114	1,919	4,113	2,115	1,998	4,834	2,476	2,358	9,375	4,763	4,612	10,741	4,298	6,443
	平成22年	31,487	14,993	16,494	3,532	1,830	1,702	3,558	1,869	1,689	4,731	2,459	2,272	8,598	4,404	4,194	11,068	4,431	6,637
	平成27年	29,476	14,033	15,443	3,226	1,650	1,576	3,142	1,620	1,522	4,450	2,344	2,106	7,258	3,702	3,556	11,400	4,717	6,683
構成比(%)	平成17年	100.0	47.6	52.4	100.0	52.4	47.6	100.0	51.4	48.6	100.0	51.2	48.8	100.0	50.8	49.2	100.0	40.0	60.0
	平成22年	100.0	47.6	52.4	100.0	51.8	48.2	100.0	52.5	47.5	100.0	52.0	48.0	100.0	51.2	48.8	100.0	40.0	60.0
	平成27年	100.0	47.6	52.4	100.0	51.1	48.9	100.0	51.6	48.4	100.0	52.7	47.3	100.0	51.0	49.0	100.0	41.4	58.6

(国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数(人)	平成17年	17,168	3,205	41	6	3,252	4,922	—	8,994
	平成22年	15,661	2,436	74	4	2,514	4,295	—	8,852
	平成27年	14,569	1,949	69	7	2,025	4,196	—	8,348
構成比(%)	平成17年	100.0	18.7	0.2	0.0	18.9	28.7	—	52.4
	平成22年	100.0	15.6	0.5	0.0	16.1	27.4	—	56.5
	平成27年	100.0	13.4	0.5	0.0	13.9	28.8	—	57.3

(国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積		
			計	田	畑	果樹地			計		森林	原野	
						果樹園	茶園	桑園					
実数(ha)	平成17年	53,817	4,150	3,721	386	43	43	—	—	293	42,752	42,752	—
	平成22年	53,779	3,340	3,037	277	26	26	—	—	293	42,502	42,502	—
	平成27年	53,775	3,069	2,858	185	26	26	—	—	438	42,767	42,474	293
構成比(%)	—	100.0	5.7	5.3	0.3	0.0	0.0	—	—	0.8	79.5	79.0	0.5

(農林業センサス 2015)

3 森林転用面積

年次	総数 (ha)	工場・事業場用地 (ha)	住宅・別荘地用地 (ha)	ゴルフ場・レジャー用地 (ha)	農用地 (ha)	公共用地 (ha)	その他 (ha)
平成25年	19	1	2	1	4	1	10
令和元年	15	1	4	0	2	4	4
令和3年	0	0	0	0	0	0	0

(県林業課調べ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積 (令和3年4月1日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) (%)	
	面積(A) (ha)	比率 (%)	計 (ha)	人工林(B) (ha)	天然林 (ha)		
総数	45,055	100.0	45,126	15,384	29,052	34.1	
国有林	4,244	9.4	4,253	3,009	1,105	70.9	
公有林	計	2,581	5.7	2,558	1,905	653	73.8
	都道府県林	1,468	3.3	1,462	1,289	173	87.8
	市町村有林	870	1.9	864	529	335	60.8
	財産区有林	243	0.5	232	87	145	35.8
私有林	38,230	84.9	38,315	10,470	27,294	27.4	

(県林業課調べ)

(2) 在(市町村)者・不在(市町村)者の森林所有面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	平成26年	35,033	28,098	6,935	5,137	1,798
	令和元年	35,607	25,694	9,913	7,334	2,579
	令和3年	35,650	25,694	9,956	7,377	2,579
構成比 (%)	平成26年	100.0	80.2	19.8	14.7	5.1
	令和元年	100.0	72.2	27.8	20.6	7.2
	令和3年	100.0	72.1	27.9	20.7	7.2

(県林業課調べ)

(3) 民有林の齢級別面積（令和3年4月1日現在）

(単位 ha)

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	550,376.11	686.69	1,075.67	1,109.40	5,125.41	7,533.30	8,381.87	11,222.95	19,286.84	28,036.00	33,080.21	434,837.77
人工林計	175,010.04	317.06	770.89	689.55	2,988.29	5,822.28	6,847.99	8,626.21	14,026.00	17,719.73	17,503.51	99,698.53
スギ	47,525.40	24.39	29.79	29.88	60.78	99.16	202.62	410.90	1,026.49	1,628.20	2,313.68	41,699.51
ヒノキ	98,090.00	254.57	594.27	535.61	2,292.75	4,809.28	5,812.64	7,491.9	11,981.34	14,696.00	13,752.61	35,869.03
マツ類	23,673.72	31.95	88.13	59.85	177.73	219.48	23.51	91.41	309.07	1,030.36	1,357.31	20,284.92
ザツ	5,720.92	6.15	58.7	64.21	457.03	694.36	809.22	632.00	709.10	365.17	79.91	1,845.07
天然林計	375,366.07	369.63	304.78	419.85	2,137.12	1,711.02	1,533.88	2,596.74	5,260.84	10,316.27	15,576.70	335,139.24
(備考)												

(県林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	—	10～20ha	242	50～100ha	10
1～5ha	2,559	20～30ha	50	100～500ha	—
5～10ha	588	30～50ha	36	500以上	—
				総数	3,485

(農林業センサス 2015)

(5) 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	127	157	
うち林業専用道	1	3	

(市調べ)

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	173	208,722	

(市調べ)

5 市町村における林業の位置付け（平成 30 年現在）

(1) 産業別総生産額 (単位 百万円)

総生産額(A)		115,233
内 訳	第1次産業	4,534
	うち林業(B)	269
	第2次産業	51,466
	うち木材・木製品製造業(C)	21,080
	第3次産業	59,233
(B+C)/A		18.5%

(広島県市町民経済計算)

(注) 木材・木製品製造業の総精算額が不明のため、C欄は工業統計調査(R2)の値を用いた。

(2) 製造業の事業所数, 従業者数, 現金給与総額 (令和 2 年現在)

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造品 (A)	87	4,075	1,720,284
うち木材・木製品製造業 (B)	3	44	11,560
B/A (%)	3.4%	1.1%	0.7%

(広島県工業統計調査結果報告)

6 林業関係の就業状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	35	22	
生産森林組合	14			
素材生産業	1			
製材業	1	5		
森林管理署	1	20		
合計	18	60	22	

(市調べ)

7 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	4			4			
モノケーブル							
リモコンウインチ	1			1			
自走式搬器							
運材車	12			10		2	
ホイールトラクタ							
動力枝打器							
トラック							
グラップルクレーン	11		2	2	3	4	
グラップルソー	1			1			
計	29		2	18	3	6	
フェラーバンチャ							
スキッド							
プロセッサ							
ハーベスタ	7		2	4		1	
フォワーダ	4		2	2			
タワーヤーダ							
スイングヤーダ	4		1	2		1	
その他	9		1	7		1	
計	24		6	15		3	

(市調べ)

8 林産物の生産概況（令和2年度実績）

種類	素材 (m3)	チップ (kg)	苗木 (本)	しいたけ(kg)		なめこ (kg)	まつたけ (kg)
				生	乾		
生産量	13,088	1,148	126,983	0	0	0	0
生産額（百万円）	—	—	—	—	—	—	—

(市調べ)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積, 樹種, 林齢, 材積等)	経営管理実施権 設定の有無
集 01～ 集 22	安芸高田市美土里町本郷字道ヶ谷 2210 外 205 筆	15.98ha	無
集 24～ 集 31	安芸高田市美土里町本郷字高松山 2372-1 外 30 筆	3.14ha	無
集 32～ 集 40	安芸高田市美土里町本郷字財之神 2542 外 7 筆	1.16ha	無
集 35	安芸高田市美土里町本郷字広谷 2592	0.25ha	無

(市調べ)

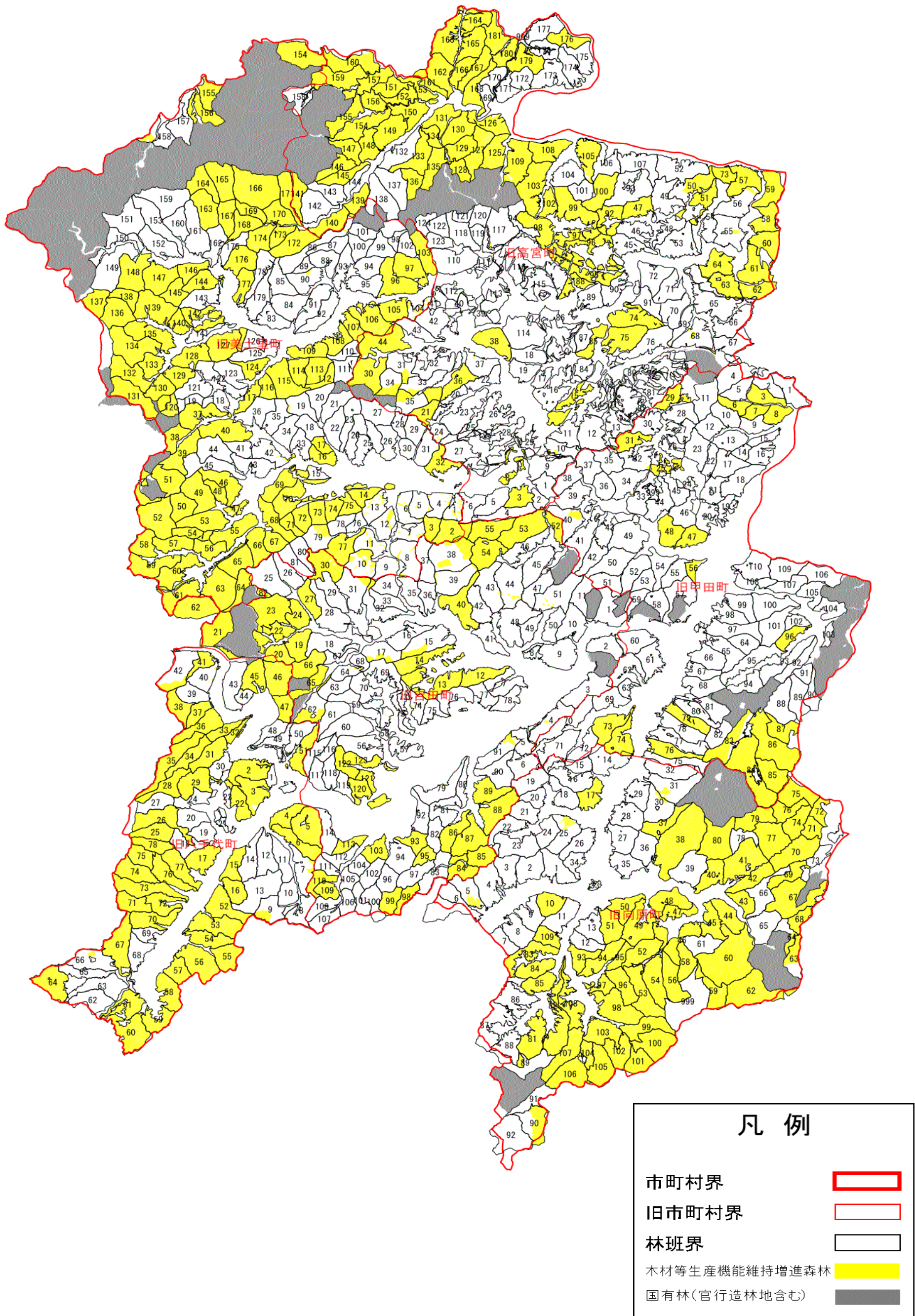
10 その他必要なもの

公道（国，県，市町村道）の整備計画（令和3年3月現在）

公道の種類	名称	位置	延長(km)	開設予定年度	備考
県道	東広島高田道路	向原町戸島 ～吉田町常友	5.0	令和6年度	

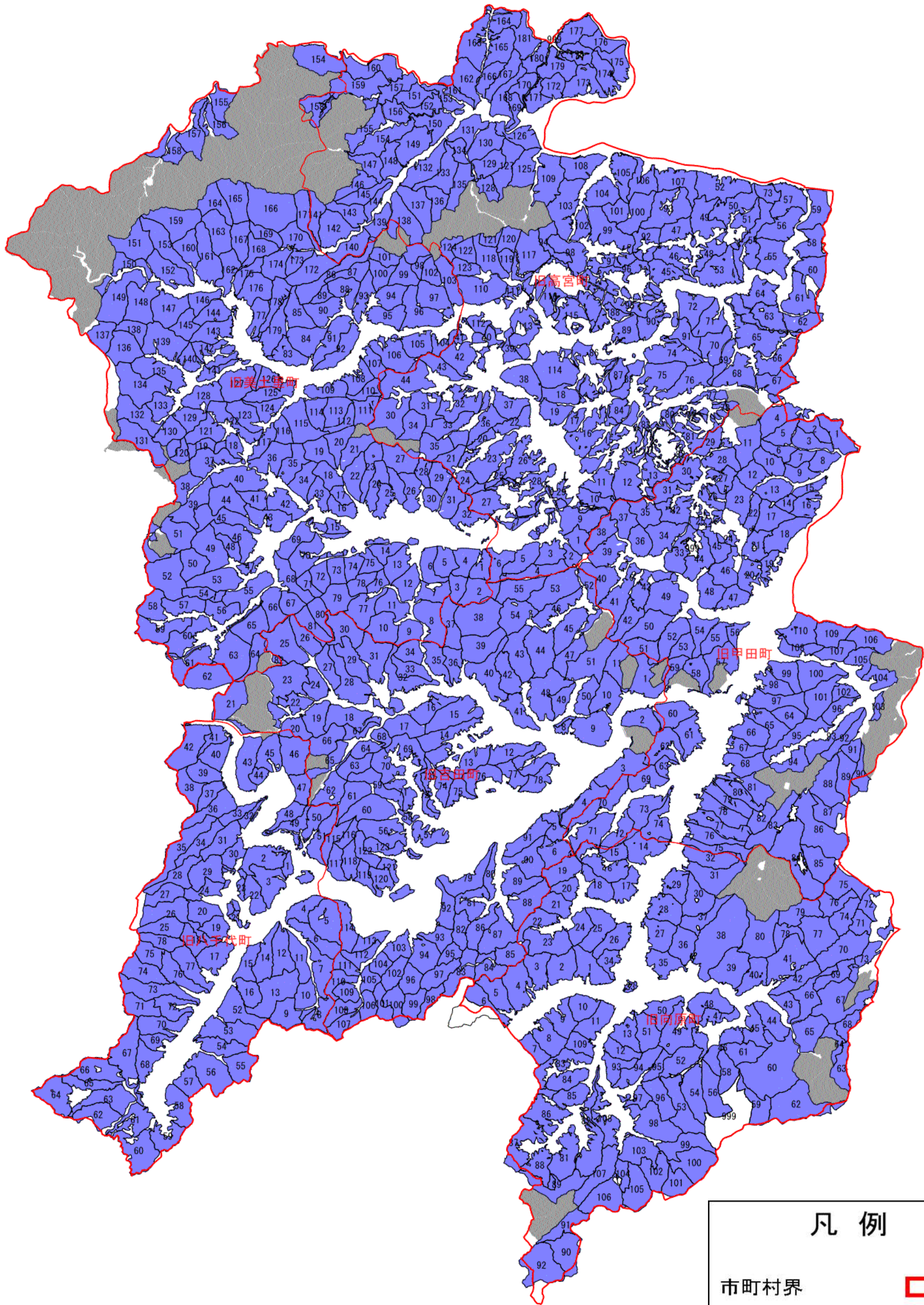
(市調べ)

ゾーニング図(木材等生産機能維持増進森林)



○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図(水源涵養機能維持増進森林)

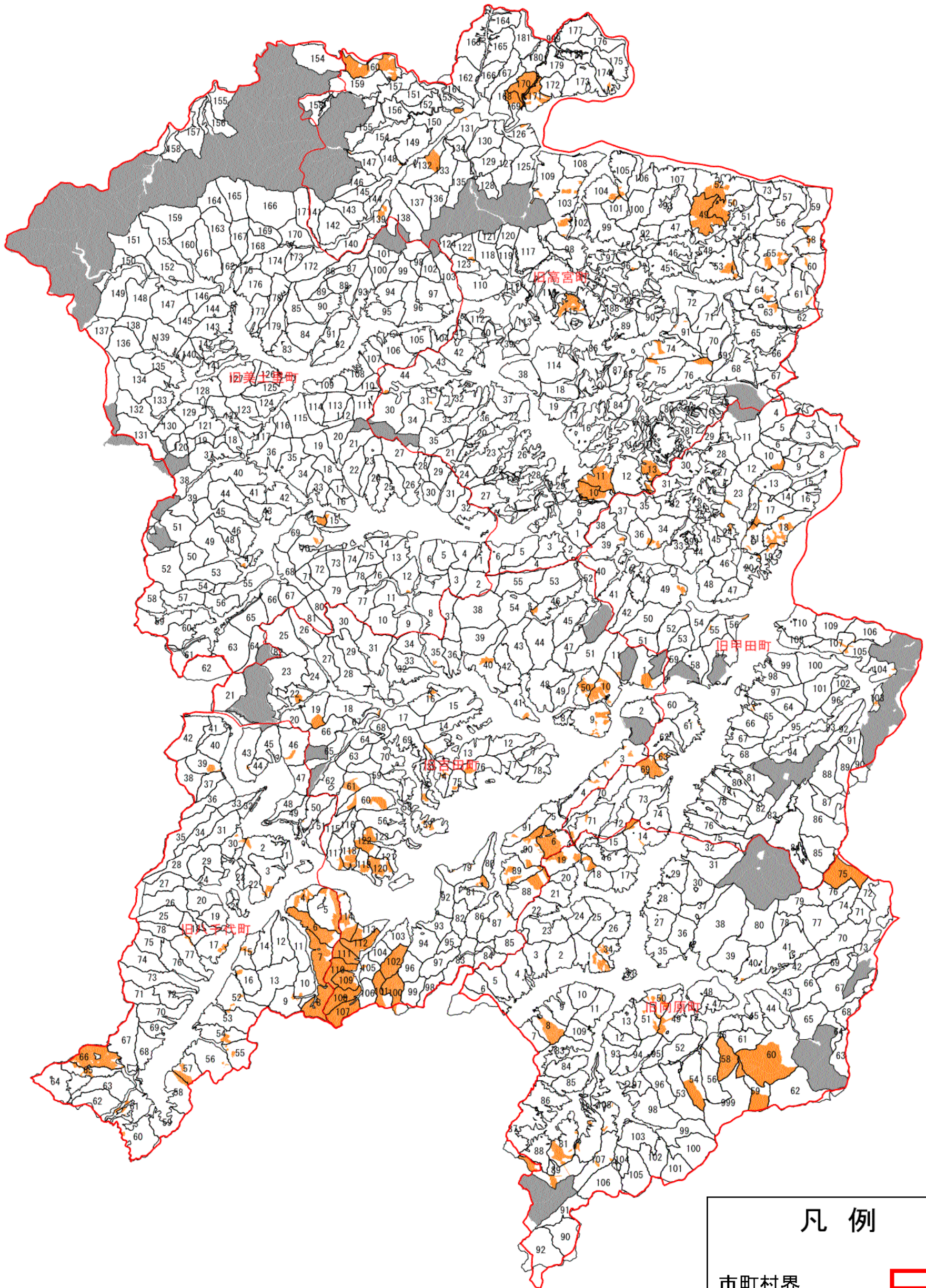


凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 林班界
- 水源涵養機能維持増進森林
- 国有林(官行造林地含む)

○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図(山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林)

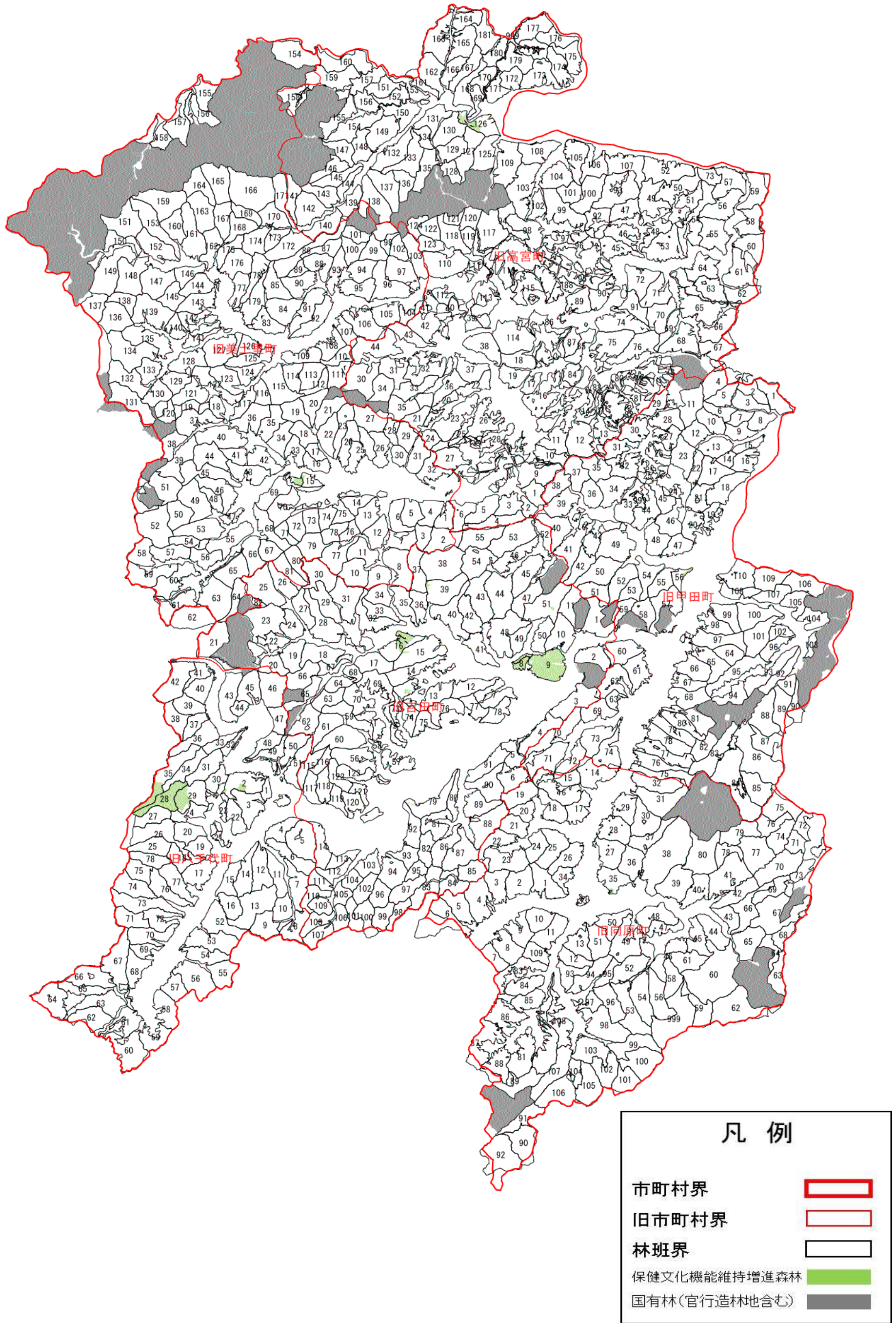


凡例

- 市町村界
- 旧市町村界
- 林班界
- 山地災害防止／
機能維持増進森林
- 国有林(官行造林地含む)

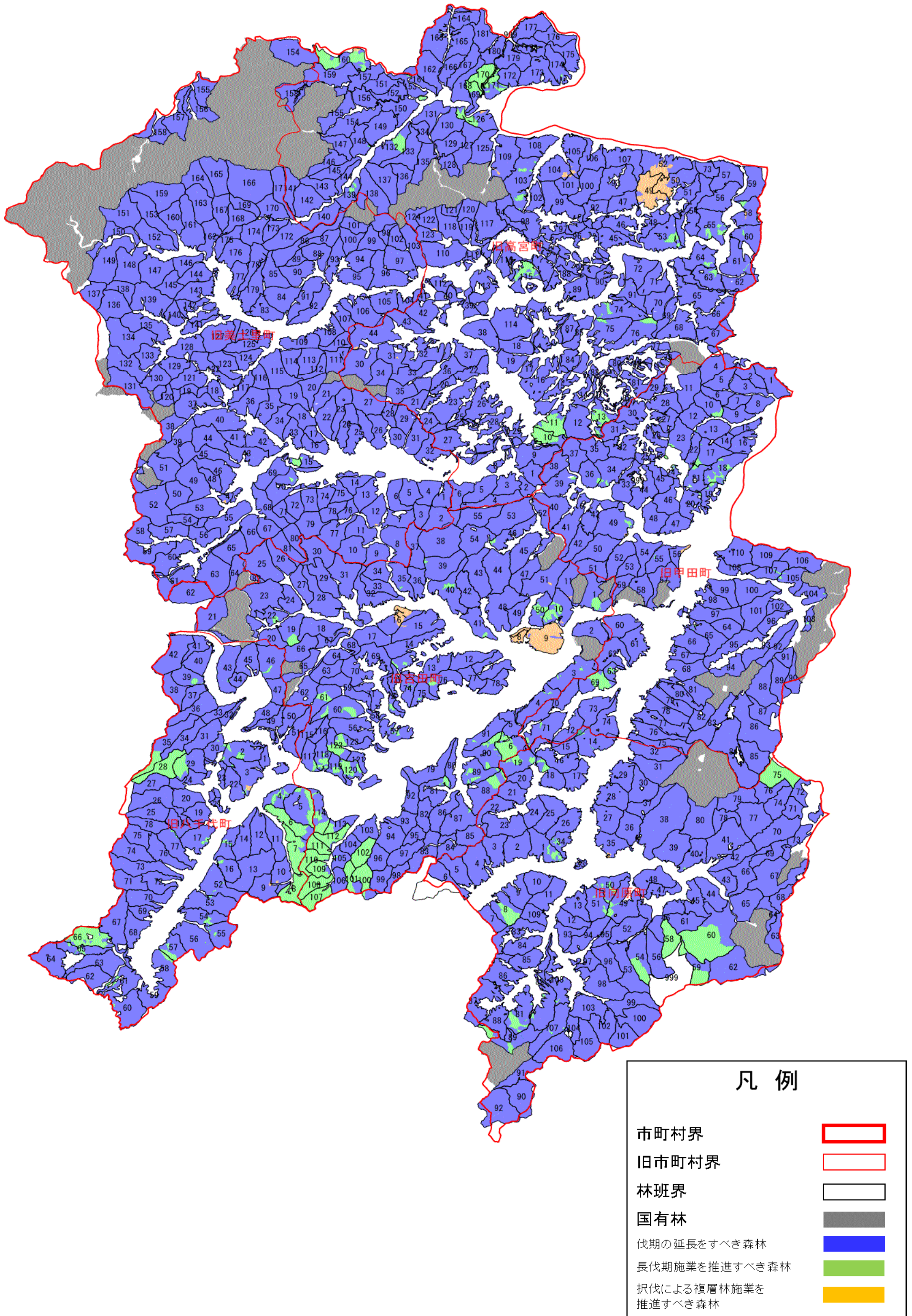
○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

ゾーニング図(保健文化機能維持増進森林)



○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4別表1に定める公益的機能別施業森林等の区域を示したものです。

施業の方法区分図



○この図面は、安芸高田市森林整備計画Ⅱの第4に定める施業の方法の区分を示したものです。
 詳細な区域については、別表2を参照してください。